



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 産前産後休業期間中の保険料免除

NEWS. 生産等設備投資促進税制の適用

NEWS1. 産前産後期間中の保険料免除が始まります

産前産後休業期間中の健康保険、厚生年金保険料の免除が26年4月から始まります。

● 産前産後期間中の保険料免除

- ・平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月以降の保険料）が対象です。
- ・産前産後期間中（産前42日 産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

<手続き>

- ・事業主による「産前産後休業取得申出書」の提出

● 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

- ・平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。
- ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3か月の標準報酬をもとに、新しい標準報酬を決定し、その翌月から改定します。

<手続き>

- ・被保険者は（事業主経由）「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出する必要があります。
- ・産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方に、育児休業と同じように社会保険料の保険料免除を受けることができるようになります。

子が1歳（一定の場合1歳6か月）になるまでの育児休業中は、厚生年金、健康保険ともに保険料免除されていますが、出産前42日、出産後56日の産前産後休業中の保険料も同じ扱いとなります。

これまで、産前産後期間中は、無給としている企業がほとんどだと思いますが、社会保険料を天引きすることができませんでした。そこで本人負担分の請求書を送る等して会社に振り込んでもらう手続きが必要でしたが、今後はこの手間がなくなります。免除はもちろん会社負担分も同様です。

一方、出産関連の給付としては、産前産後休業中は健康保険から出産手当金として標準報酬の3分の2が支給され、また、育児休業期間中は、雇用保険から育児休業給付金として休業開始時賃金日額の50%が支給されています。

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

NEWS2. (税務)

Question

産業競争力強化法が平成26年1月20日に施行され、生産等設備投資促進税制の適用が開始されたそうですが、どのような内容になっているか教えてください。

Answer

平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に生産等設備を構成する一定の減価償却資産で、生産性向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上のものの取得等をして国内で事業供用した場合、**即時償却**、または取得価格の5%（ただし建物・構築物は3%）**税額控除**が適用できます。
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの取得等は**特別償却50%**（ただし建物・構築物は25%）または取得価格の4%（ただし建物・構築物は2%）**税額控除**が適用できます。

【解説】

産業競争力強化法の施行日が、26年1月20日に決定し、税制改正大綱で盛り込まれた生産等設備投資促進税制の適用が開始されました。



(1) 対象設備

A 先端設備

「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る）

- | | | |
|-----------------|---|-------------------------------|
| ①最新モデル | } | ※メーカーの申請に基づき工業会等が確認・証明（証明書添付） |
| ②生産性向上（年平均1%以上） | | |
| ③最低取得価額以上 | | |

B 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの

- ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）
※公認会計士・税理士の確認、経済産業大臣（経済産業局）が確認・証明（確認書添付）
- ②最低取得価額以上

(2) 最低取得価格

〈設備種類〉	〈最低取得価額〉
機械装置	単品160万円
工具及び器具備品	単品120万円（単品30万円かつ合計120万円を含む）
建物及び建物附属設備	単品120万円（建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む）
ソフトウェア	単品70万円（単品30万円かつ合計70万円を含む）

(3) 中小企業者等に対する上乗せ措置

- ①資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主→即時償却と税額控除10%との選択適用
- ②資本金3,000万円超1億円以下の法人→即時償却と税額控除7%との選択適用

(4) その他

26年3月決算法人など平成26年4月1日前終了事業年度で、平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却または税額控除が適用される

関係法令等 産業競争力強化法、平成26年度税制改正大綱
経済産業省：生産性向上設備投資促進税制

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850